２０１８年１１月１２日

各　位

株式会社 みちのく銀行

保険新商品取扱い開始について

みちのく銀行（頭取　藤澤 貴之）は、２０１８年１１月１２日（月）より、新たに一時払定額個人年金保険の取扱いを開始いたします。

当行では、引き続きお客さまの多様化するニーズにお応えしていくために、商品ラインナップの充実およびサービス向上に努めてまいります。

記

１．取扱開始日　　２０１８年１１月１２日（月）

２．取扱店　　８９ヶ店（東京支店・出張所を除く全店）

３．取扱開始商品

商　品　名	あしたの、よろこび
引受保険会社	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
特　　徴	①運用する通貨を米ドル建・豪ドル建から選択できます。 ②据置期間は０年～１０年（年単位）でお選びいただけます。 ③据置期間を長くすることで、年金額をより大きくできます。 ④死亡保障を低く抑え、その分を生きている他の方の年金に回すしくみにより、長生きした人ほど、より多くの年金を受取ることができます。

【参考：「あしたの、よろこび」商品概要】

年金種類		①死亡時保証１００％型 終身年金 ②死亡時保証８０％型 終身年金	③死亡時保証なし型 終身年金	④確定年金
契約通貨		米ドル・豪ドル		
一時払保険料	最低	５万ドル（１ドル単位）		
	最高	円換算５億円（保険料受領日における円入金特約為替レートで換算） ※ただし、円換算年金額３，０００万円を上限		
契約年齢		５０歳～９０歳		５０歳～８９歳
年金支払開始年齢		５０歳～９０歳		５１歳～９０歳
据置期間		０年～１０年 ※０年とした場合、第１回の年金は契約日の１ヶ月後に利息を付けて支払		１年～１０年 ※年金支払期間は １５年～３５年
年金額		契約時における積立利率、被保険者の年齢・性別及び年金種類等に基づき計算		
死亡保険金		年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合、死亡保険金として基本保険金額が支払われる		
解約		保険契約者は年金支払開始日前に限り、解約可能 ※解約払戻金額＝積立利率－市場調整額（死亡保険金額を上限）		
年金の一括支払		保証部分のみ可 （死亡時保証期間経過後は年金支払を再開）	不可	可（契約は消滅）
増額・減額		不可		

【ご留意いただきたい事項】

①「一時払定額個人年金保険」は保険であり、預金等ではありません。したがいまして預金とは違い元本保証はなく、預金保険法に規定する保険金支払の対象とはなりません。

②当行は生命保険の募集代理店であり、当行の生命保険募集人はお客さまとの引受保険会社との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
保険契約はお客さまの保険契約の申込みを引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。

③保険商品にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。

④保険商品のご契約にあたりましては、パンフレット・契約概要・ご契約のしおり・約款等によりご確認ください。

※本ニュースリリースにつきましては、保険募集を目的としたものではありません。
詳細につきましては、お近くのみちのく銀行窓口またはホームページでご確認ください。

以　上